

本庄市内で特定の開発・建築行為を計画している皆さまへ

平成30年3月31日より開始!

本庄市立地適正化計画の

- ① 居住誘導区域外¹の区域における、一定規模以上の住宅の建築等
- ② 都市機能誘導区域外²の区域における、下記の誘導施設（医療機関、商業施設等）の建築等の際には、都市再生特別措置法に基づく

事前の届出が必要です!




1. 届出の必要な行為について

居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築等又は、都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の際には市長への届出が必要となります。



① 住宅の建築等の届出（都市再生特別措置法第88条関係）

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。

開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
(例1) 3戸の開発行為
⇒届出が必要

- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの
(例2) 1,200㎡
1戸の開発行為
⇒届出が必要

- (例3) 800㎡
2戸の開発行為
⇒届出不要


建築等行為

- 3戸以上の住宅を新築する場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
(例1) 3戸の建築行為
⇒届出が必要

- (例2) 1戸の建築行為
⇒届出不要


② 誘導施設の建築等の届出（都市再生特別措置法第108条関係）

都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。

開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

○誘導施設

医療	病院(20床以上) 診療所(小児科)、診療所(産科)
福祉	地域包括支援センター
子育て	保育所、認定こども園等
商業	大規模商業施設(店舗面積1000㎡以上)

※その他公共的施設

2. 届出期限・届出窓口について

対象となる行為に着手する日の30日前までに、建築開発課への届出を行ってください。

※届出部数は1部です。届出に必要な様式は市のホームページよりダウンロードできます。

詳しくは 本庄市役所2階 都市整備部 建築開発課 (TEL: 0495-25-1140) にお問い合わせください。